

住 民 異 動 届

(注意)

○個人番号カード及び住民基本台帳カードをお持ちのかた

転出する場合

引き続きカードが使用できますので、転入先で手続きをしてください。（原則転出証明書は発行されません。）

転居する場合

カードを持参ください。カードの裏面に新住所を記入、カードの登録内容の変更処理を行います。

転入する場合

カードの登録内容の変更処理を行う際に、暗証番号を入力していただきます。

(※1) 中長期在留者等の国外転入の届出

(※2) 日本国籍を有しないが市区町村の区域内に住所を有する者で、中長期在留者等となった場合の届出

※1・2の場合、在留カード、特別永住者証明書又は仮滞在許可書を提示してください